

令和5年度岩手県水防協議会 議事録

1 開催日時 令和5年5月25日(木) 13:30~15:30

2 開催場所 エスポワールいわて 3階 特別ホール(盛岡市中央通1丁目1番38号)

3 出席委員

加藤智博委員(職務代理者)、小田桐淳司委員(代理:菊池副所長)、木下光子委員、近藤修委員(代理:柿崎河川管理課長)、佐藤善仁委員(代理:阿部消防本部消防次長)、柴田勇一委員、鈴木克子委員、高瀬哲人委員(代理:遊佐連絡幹部)、高瀬英治委員、谷藤裕明委員(代理:吉田危機管理統括監)、千葉啓子委員、千葉とき子委員、堀川道広委員、松林由里子委員

4 次第

(1) 開会

(2) 県土整備部長挨拶

(3) 議事

ア 令和5年度岩手県水防計画について

イ その他

(4) 講演「防災気象情報の利活用等について」盛岡地方気象台長 堀川道広氏

(5) 閉会

5 議事録

○司会

本日は委員の皆様方には、御多用中のところご出席を賜りまして誠に有難うございます。本日の進行を務めさせていただきます、県土整備部河川課の菊池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、資料の確認等させていただきます。お配りしている本日の資料ですが、次第、出席者名簿、配席図、水色のファイルに綴じております令和5年度岩手県水防協議会配布資料一式、黄色のファイルに綴じております令和5年度岩手県水防計画(案)、本日も講演いただきます盛岡地方気象台長堀川様の講演のレジュメでございます。

この岩手県水防協議会についてであります、お手元の令和5年度岩手県水防計画(案)342ページから水防法を掲載しております。水防法第8条(344ページ)により、都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査・審議いただくため、都道府県に水防協議会を置くことができることとなっており、岩手県においては、昭和24年から岩手県水防協議会条例により設置・運営してきているところでございます。

本日の議事といたしましては、水防法第7条第5項により、都道府県知事は、水防計画

を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会に諮らなければならないこととされていることから、令和5年度岩手県水防計画を策定するにあたり、計画案を御審議いただくこととしております。

なお、議事終了後は盛岡地方気象台台長の、堀川道広様から、ご講演をいただくこととしております。

それでは、ただ今から、令和5年度岩手県水防協議会を開会いたします。

会議に先立ちまして、会議成立の御報告を申し上げます。

本日は委員定数15名のうち、本人出席9名、委任状代理出席5名、計14名の御出席をいただいております。岩手県水防協議会条例第4条第3項の規定による委員数の2分の1以上の御出席をいただきましたことから、本会議が成立していることを御報告いたします。

なお、当協議会につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づきまして、非公開に該当する事項がないことから、公開することとしておりますので、御了承願います。

それでは、協議会の開催に当たりまして、加藤岩手県県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○加藤岩手県県土整備部長

令和5年度岩手県水防協議会の開催にあたり、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、日ごろより、岩手県の水防行政に多大なる御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本県におきましては、平成28年台風第10号や令和元年東日本台風により沿岸部を中心に甚大な被害が発生したところであり、近年では、気候変動の影響により災害が激甚化・頻発化し、全国各地で毎年のように大規模な豪雨災害が発生しております。

県内でも、昨年7月から8月の大雨により、一関市の夏川や一戸町の馬淵川で浸水被害が発生し、夏川では堤防からの漏水が発生しましたが、地元水防団による月の輪工等の迅速かつ適切な水防活動により、被害の最小化が図られたところです。

県では、安全・安心な地域づくりに向け、流域全体のあらゆる関係者が協働して行う流域治水の取組を進めているところであり、ハード整備とともに、リスク情報の提供等のソフト

施策により、流域全体の減災に取り組んでいます。

また、国、県、市町村及び水防団等の関係機関が密に連携し、水防体制の充実・強化を図り、被害の軽減に努めていくことが極めて重要であると考えており、先日5月21日には、総勢2,200人の参加による北上川上流総合水防演習を国及び北上川流域市町とともに実施し、梅雨やその後の台風到来の時期に備えたところです。

本日御審議いただく令和5年度岩手県水防計画（案）は、流域治水など県が取り組んでいる施策を反映させ、作成しております。

お集まりの委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴し、計画の決定を行いたいと考えておりますので、本日は、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○司会

続きまして、本日御出席の委員の皆様でございますが、大変恐縮ですが、お手元の出席者名簿、それから配席図、こちらによりまして、御紹介に代えさせていただきたいと存じます。

次に、議長についてであります。岩手県水防協議会条例第2条第1項の規定により、会長が議長となることになっておりますが、会長であります知事は、本日、所用のため欠席しております。

そして、同条例第2条第2項の規定により会長職務代理者として岩手県県土整備部長の加藤委員が指名されておりますので、加藤委員をお願いいたします。

それでは、加藤委員、議長席に御移動いただきまして、議事進行をお願いいたします。

○議長

改めまして、岩手県県土整備部長の加藤でございます。会長より指名を受けておりますので、議長を務めさせていただきたいと思っております。早速、議事に入らせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に沿いまして、「令和5年度岩手県水防計画について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

岩手県県土整備部河川課 流域治水課長の小山と申します。

お配りしております「令和5年度岩手県水防計画(案)」について説明する前に、参考資料としてお配りしております「県管理河川・海岸における防災・減災のための主な取組」について、水防計画と関連する部分もごございますので、先にご紹介をさせていただきます。座ってご説明させていただきます。

お手元の資料の1ページ目をご覧ください。これから説明させていただく内容ですが、大きく4つの項目についてご説明いたします。

それでは2ページをご覧ください。まず大規模氾濫減災協議会の取組についてです。この大規模氾濫減災協議会というのは、平成28年8月の台風第10号により、岩泉町の小本川など県が管理する中小河川において甚大な被害を受けたことなどを契機とし、河川にかかるハード整備とソフト施策について、河川管理者である国、県、沿川市町村などが一体となって取組を行っていきましようということで設立されたものです。協議会は県内3つの圏域に分けられており、洪水浸水想定区域指定計画の策定等に取り組んできたところです。

令和5年度は、前年度取組状況のフォローアップを行うとともに、水位周知河川や洪水浸水想定区域の指定を行っていきます。

次に3ページをご覧ください。こちらは流域治水協議会の取組についてです。近年災害が激甚化・頻発化し、河川管理者のハード対策やソフト施策だけでは対応しきれないことが多くなってきております。このことから、流域全体のあらゆる関係者が協働し、治水対策を協議し合う場として流域治水協議会の設置を進めております。本県では、令和3年9月までに、7水系で流域治水プロジェクトを策定・公表してきたところであり、令和4年2月には小本川水系で、令和4年3月には一級水系で流域治水プロジェクトを改定したところです。さらに、近年の気候変動による豪雨に備え、全県で協働して治水対策に取り組むため、流域治水プロジェクトの全県展開を進めており、令和5年5月中の協議会設置、令和5年8月頃の策定を目指しています。流域治水プロジェクトとは、これまでの河川整備に加え、利水ダムの事前放流や下水道施設での貯留、水田での貯留や森林整備、治山対策、その他には浸水リスクが高い区域には土地利用規制を検討するなど、あらゆる関係者が主体となって治水対策を行っていかうというものです。

4ページですが、参考までに先程ご紹介した小本川水系の流域治水プロジェクトの内容です。氾濫をできるだけ防ぐための対策として、河道改修や河道掘削、砂防堰堤や治山施設の整備などを行うとともに、被害対象を減少させるために輪中堤整備や宅地嵩上げ、災害危険区域の設定に取り組むこととしています。また被害軽減・早期復旧復興のための対策として、要配慮者利用施設の避難確保計画の策定と訓練の実施や防災士等地域リーダーの育成などあらゆる関係者と協力して取り組んでいきたいと考えております。ちなみにこの小本川水系については、山間部の流域治水ということで全国でも先進事例となっております、他水系

の河川においても一層取組を進めていきたいと考えております。

次に5ページをご覧ください。こちらでは水防法に基づく主な取組について記載しております。なお、本日開催しております水防協議会ですが、水防法第8条で水防協議会を設置し、県の水防計画等を調査審議するということが規定されております。

次に、住民の円滑かつ迅速な避難のための主な取組をその下に記載しています。岩手県では、水位周知河川の指定拡大を進めていくとともに、新たに洪水予報河川の指定を予定しております。また、水位周知河川及び洪水予報河川の指定を行った河川については、次に洪水浸水想定区域図を作成することになっており、洪水浸水想定区域が指定された場合、市町村は地域防災計画への必要事項の記載とハザードマップの作成周知が義務付けられます。さらに、地域防災計画に記載された洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画を策定し、避難訓練も実施しなければなりません。このように水防法では、住民等が円滑かつ迅速に避難できるように法的な義務付けがなされております。

次に6ページをご覧ください。それぞれの機関が、先ほどご説明した法定義務以外で取り組んでいる「その他の施策展開」についてご紹介させていただきます。県では水位周知河川におけるホットラインの実施や、タイムラインの策定、危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置なども行っています。この部分については、この後細かく説明させていただきます。市町村としては防災士の育成、出前講座、マイタイムラインの策定支援などを行っています。また要配慮者利用施設といたしましては、近隣企業等と災害時の支援協定の締結を行っている自治体もございます。

それでは次に、県の取組について、もう少し細かくお話したいと思います。7ページをご覧ください。こちらは水位周知河川の指定についてです。水位周知河川は、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、氾濫危険水位等の基準水位を定めた河川となります。水位周知河川の指定は大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで45河川を指定しております。また、令和5年から令和7年までの3か年で9河川を新たに水位周知河川に指定することとしております。

次に8ページをご覧ください。こちらは洪水予報河川の指定についてです。洪水予報河川は、流域面積が大きく、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川で、気象庁と共同してその状況を水位又は流量により水防管理者等に通知し、一般に周知します。現在、県内では国管理の10河川が指定されており、県管理の指定はありませんが、令和5年5月に気象業務法及び水防法の一部が改正されることで、国が得た県管理河川の予測水位情報の提供を受けることが可能となることから、国から予測水位情報の提供を求めるとし、洪水予報河川指定に向けて検討を進めていきます。

次に9ページをご覧ください。こちらは洪水浸水想定区域の指定状況になります。洪水浸水想定区域については、令和3年7月の水防法改正により、洪水予報河川や水位周知河川のみならず、住宅等の防護対象のある河川すべてにおいて指定することとなりました。こちらでも大規模氾濫減災協議会で計画を定めており、これまで58河川指定しております。また、令和5年度以降に水位周知河川に追加指定した河川及び、水防法改正により追加指定が必要となった河川については、令和7年度末までに追加指定する予定です。

次に10ページをご覧ください。こちらは洪水ハザードマップの作成状況になります。令和4年度末現在31市町村で作成済みとなっており、このうち、想定最大規模に一部河川で対応している市町村は22市町村です。水防法に基づき想定最大規模の洪水浸水想定区域の作成を順次行っておりますので、今後想定最大規模でハザードマップを作成する市町村が増えてくるものと考えております。

11ページをご覧ください。こちらはホットラインについてです。水位周知河川において、各基準水位が設定されておりますが、図の紫色で示している避難判断水位を超過するおそれがある場合、県から市町村長等へ超過する恐れがある旨連絡を行うものとなっております。これまで延べ128市町村177回ホットラインを実施している状況です。

12ページをご覧ください。こちらはタイムラインについてです。これはどのタイミングでどのような行動を取る必要があるのか、というものを関係機関で共有しているものです。昨年度までに指定された水位周知河川については、全ての河川でタイムラインを策定し運用しているところです。

13ページをご覧ください。こちらは岩手県河川情報システムで確認できる情報について記載しています。このホームページでは、①～③で記載していますが、水位情報、雨量情報、カメラ画像を確認することができます。近年、出水時の避難情報を充実させるため、河川監視カメラを大幅増設したこと等により、アクセス数が大幅に増えており、アクセス集中対策として、簡易表示用サーバーを設置し、出水期に備えているところです。また、従来の回線に加え、VSATと呼ばれる衛星回線を追加し、回線の二重化を図ることにより、通信障害にも備えているところです。

14ページをご覧ください。危機管理型水位計の情報については、国で運営している「川の水位情報」で確認することが可能です。こちらのホームページについても、昨年度国の方でアクセス集中対策を行ったところです。また、防災や災害の情報を提供している「いわてモバイルメール」では、河川の水位が高くなった場合に、携帯電話にメールが送付されますが、令和5年3月よりLINE、Twitterにおいても洪水時の水位情報の配信が開始されまし

たので、適宜ご利用いただければと思います。

15 ページをご覧ください。こちらは昨年度の大雨における水防活動の様子です。令和4年7月14日からの大雨により一関市の夏川で浸水被害が発生しました。堤防からの漏水が発生しましたが、月の輪工及び釜段工の迅速かつ適切な水防活動により、被害の最小化が図られました。

16 ページをご覧ください。こちらは先日5月21日に開催された北上川上流総合水防演習の様子です。河川の出水に備え、水防技術の向上および関係機関の連携を踏まえた水防体制の強化を図り、水害の未然防止及び軽減することを目的としており、一関市の磐井川河川敷にて開催されました。演習の中では、実際の災害を想定して積土のう工や釜段工、月の輪工法の実演がありました。このような災害への備えが、15 ページでご紹介したような災害時の迅速かつ適切な水防活動につながると考えています。

17 ページをご覧ください。こちらでは津波防災地域づくりに関する法律に基づく取組について記載しております。岩手県では、津波浸水想定を設定・公表し、これを踏まえて津波災害警戒区域の指定を予定しております。津波災害警戒区域が指定されると、市町村においては地域防災計画への必要事項の記載及びハザードマップの作成・周知が義務付けられます。さらに、地域防災計画に記載された津波災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については、避難確保計画を策定し、避難訓練も実施しなければなりません。

このように津波地域づくりに関する法律においても、住民等が円滑かつ迅速に避難できるように法的な義務付けがなされております。

18 ページをご覧ください。津波災害警戒区域等の概要についてご説明します。都道府県において、津波浸水想定を設定することで警戒避難体制を特に整備すべき区域に津波災害警戒区域を任意で指定することができます。さらに、当該区域のうち、一定の開発行為・建築の制限をすべき区域として津波災害特別警戒区域を任意で指定することができます。津波災害警戒区域はイエローゾーン、津波災害特別警戒区域はオレンジゾーンと呼ばれ、これらの指定には、あらかじめ関係市町村の意向確認など意見聴取が必要となります。岩手県では、令和4年3月29日に津波浸水想定を公表し、令和4年8月から9月に沿岸市町村に対して意見聴取を行いました。

19 ページをご覧ください。沿岸市町村に対して行った意見聴取の結果、岩手県では、イエローゾーンである津波災害警戒区域の指定を行うこととしました。現在、津波災害警戒区域の指定に向けて各市町村との調整をはかっているところで、指定は令和5年8月を予定しています。

以上をもちまして、県管理河川・海岸における防災・減災のための主な取組についての説明を終わります。

続きまして、本日、ご審議いただきます水防計画書の主な変更点についてご説明させていただきます。まず、水防計画とは、水防法の規定に基づき、洪水、津波、高潮等の際に水防団による水防活動が円滑に行われるよう、雨量や水位の観測箇所及び情報、水防活動が必要となる区間、県や市町村の水防倉庫とその状況等を記載したもので、県が策定するものでございます。

水防法には、「県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のために水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要に応じて変更しなければならない」と規定されております。先ほどご説明しました県の施策や水防活動の実態等を踏まえ、毎年、見直しを行っており、今年度も本格的な出水期を迎えるにあたり、昨年度の計画を見直し、更なる水防活動の充実を図ろうとするものです。今年度版に修正した資料が、お配りしている「令和5年度岩手県水防計画（案）」でございます。この計画案について、本協議会においてお諮りするものでございます。

こちらの水防計画（案）の変更点につきまして、お手元にお配りしております、「令和5年度岩手県水防協議会 配布資料」というクリップ止めの資料をご覧ください。

水色のファイルに綴じております、A3横の「資料1 令和5年度岩手県水防計画（案）変更要旨及び変更対照表」を用いて変更点についてご説明させていただきます。

まずは、1ページをご覧ください。左側に記載の1～7項目目までが主な変更内容として、次ページ以降に変更対照表と解説を掲載しており、この後ご説明いたします。また、右側の8その他については、時点修正等軽微な変更であることから、変更対照表の掲載は省略しております。

2ページ（図表3-2 重要水防箇所調書（国管理））をご覧ください。こちらは国管理の重要水防箇所別調書で、北上川の紫波町甘木・日詰付近の区間毎の対策水防工法について追加・修正を行い、内容を更新しております。

3ページ（図表3-4 重要水防箇所調書（県管理））をご覧ください。こちらは県管理の重要水防箇所調書の総括表になります。主に岩泉土木センター管内及び沿岸広域振興局管内の区間延長の変更に伴う更新となっており、詳細を4～5ページに記載しております。

4 ページをご覧ください。こちらは岩泉土木センター管内の調書になります。小本川において、河川改修工事の進捗状況を鑑みて、各区分延長が変更になっています。

5 ページをご覧ください。こちらは沿岸広域振興局土木部管内の調書になります。甲子川において、令和元年度の出水を受けて、令和3年度に流下能力の再検討を実施したところ、土砂の堆積が再度進行していることが確認されました。この結果等を鑑みて重要水防箇所が大きく変更となっております。

6 ページ（図表 4-1 1 (1) 気象予警報）をご覧ください。こちらは気象等予報・警報の種類が記載されています。まず、表中の一番下段の「早期注意情報（警報級の可能性）」につきましても、令和4年9月8日から、高潮に関する早期注意情報の運用を開始し、高潮も警戒レベル1となったことに伴い更新するものになります。表中の中段の「記録的短時間大雨情報」につきましても、表記の適正化に伴う更新になります。

7 ページ（図表 4-1 2 特別警報の発表基準）をご覧ください。こちらは大雨特別警報の基準等が記載されております。大雨特別警報の指標について、「浸水害の場合」につきましても、令和4年6月30日に発表基準が変更となりましたのでその内容を反映させており、その下の「土砂災害の場合」につきましても、表記の適正化に伴う更新になります。

8 ページ（図表 4-3 水防上必要な気象予報・警報の伝達系統図）をご覧ください。こちらは水防上必要な気象予報・警報の伝達系統図で、洪水予報の種類・基準を記載したもので、国指定の洪水予報河川である北上川上流等 10 河川が該当します。氾濫危険情報について、令和4年6月13日の基準変更に伴い、水位予測も基準に追加されたものです。

9 ページ（図表 4-8 岩手県知事が行う水防警報）をご覧ください。こちらは岩手県知事が行う水防警報です。さきほど【参考資料】の7ページでご説明しました、水防法で定める水位周知河川等に指定している観測所の一覧表となっております。変更内容を具体にお話しする前に、水位周知河川等の基準水位の設定方法について簡単にご説明します。

水位周知河川等に指定する河川には、水位周知を目的とした水位計を、各河川1か所以上設置しており、この水位計で水位周知出来る区間を「受持ち区間」と呼んでおります。イメージとしては、水位計から遠くなればなるほど、支川の流入や、流下時間が長くなるなど、水位周知の精度が落ちてしまうため、ある程度精度を持って水位周知が出来る区間を、「受持ち区間」として設定しております。

次に受持ち区間内に1か所、危険箇所を設定します。危険箇所とは、区間内で一番初めに氾濫が開始する箇所、背後地に住家等がある箇所です。

危険箇所の設定後は、危険箇所での氾濫が開始する水位を、水位計設置箇所の水位に換算し、

基準水位を設定していきます。

この基準水位の変更について、表の二級河川の甲子川（礼ヶ口）、大槌川（屋敷前）、小本川（赤鹿）、一級河川北上川（下苗代沢）、で河川横断面の変化に合わせて危険箇所を再選定したことによる水位見直しを行いましたので更新しています。

10 ページをご覧ください。こちらは9ページと同じ図表になります。令和5年3月22日付で二級河川の浦浜川、閉伊川の中流を水位周知河川として新規指定したため、追記しております。

11 ページ（図表 4-9 県水防警報連絡系統図）をご覧ください。こちらは、県水防警報連絡系統図です。10 ページでもご説明しましたが二級河川浦浜川を水位周知河川等に指定したことから、当該河川を連絡系統図に追加しております。

以上が、今年度の水防計画の主な変更点でございます。

続きまして、資料2をご覧ください。令和4年度に発生した水防に係る気象警報等を時系列で整理したもので、ホットラインを実施したところのみ記載しております。

右欄の対応状況欄には、水防警報の発表時刻や、ホットラインを実施した河川と土木センターを記載しています。

最後になります。資料3をご覧ください。過去10年間の公共土木施設災害の状況を参考としてまとめたものでございます。災害査定決定額ベースの集計ですが、昨年においては、災害発生件数273件、被害額約170億円となっており、10年間では3番目に大きい被害額となっています。

以上で、令和5年度岩手県水防計画（案）の変更について、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○事務局

一点事務局から資料の訂正がございますのでご報告させていただきます。

冒頭説明さしあげました、水色のファイルに綴じてあります資料、県管理河川海岸における防災・減災のための主な取組の10ページをご覧ください。

洪水ハザードマップの作成状況を記載しておりますが、一部最新の情報が反映されていない部分がありましたので、口頭ですが訂正させていただきます。白抜きになっている普代村と山田町ですが、山田町については昨年度、それから普代村については今年の4月に、一部河川で想定最大規模に対応したハザードマップを公表済のため、それぞれ水色の表記となります。大変申し訳ございませんでした。

追って修正した資料を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長

ただ今黄色の冊子である岩手県水防計画（案）の変更点内容等について、事務局の方から説明をいただきましたが、これまでの事務局からの説明に対しまして何か委員の皆様から御意見・御質問があれば頂戴したいと思います。ある方は、挙手をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

特にございませんでしょうか。そうしましたら、今日この内容を決定する運びにしておりますので、採決をさせていただきたいと思っております。

皆様にお諮りいたします。令和5年度岩手県水防計画（案）は、事務局が今回準備しました原案の通りとすることに対しまして御異議ございませんでしょうか。

御異議がないようですので、令和5年度岩手県水防計画（案）は、原案のとおり決定したいと思えます。

なお、先ほど事務局の方からも御説明いただきましたが、修正が必要な箇所があればご指摘いただいたうえで修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

では、折角皆様お集りいただきましたので、御意見・御質問等いただければと思えます。

○委員

135 ページ、水防上必要な気象と予報警報の伝達系統図の、船舶に対する情報の伝達方法として盛岡地方気象台から釜石海上保安部宮古保安署漁業海岸局を通じて船舶に、ということになっているのですが、ここでいう船舶というのはどのような船舶を指しているのかが気になりました。

というのは、私が漁業者の津波避難などのヒアリングをさせていただくと、こういうルートでは情報が行っておらず、また船舶の中には、船舶とっていいものかわかりませんが、無線を積んでいない船というのがけっこうたくさんあるので、そのような船ではこのルートでは情報が通らず、むしろエリアメールとか、市町村の防災無線ですとか、あとは個人間

での電話連絡などが主な情報伝達手段になっていて、これがメインの方法なのだろうかとこちらを拝見して気になったところでした。

○議長

ただ今のご指摘について、事務局の方からコメントがあればお願いいたします。

○事務局

はい。我々もこのルートだと今の時点では認識しているところだったのですが、実情がそうでないということであれば、確認して、必要があれば修正しますし、情報が行っていないのであれば、どのようなことを考えているのかを確認して、必要があれば水防計画にも反映させたいと思います。ありがとうございます。

○議長

その他、折角お集りいただいておりますので、何か話題を提供していただける方も含めて、挙手をしていただけると助かります。

○委員

先日の水防演習に伺った際に河川情報センターの方からワンコイン浸水センサーのご紹介をいただきまして、内水氾濫が起きるようなところでも浸水センサーを付けておくことでいち早く内水氾濫の危険を察知できるというご紹介だったのですが、岩手県内では試験等を行っている市町村がないという印象で、これは内水氾濫が起きる場所がないのか、もしくは手を挙げている市町村がないということなのか、もしくはいま進めてらっしゃるところがあるのか、何かあれば教えていただきたいです。よろしくお願いいたします。

○議長

事務局の方で何かコメントできれば、お願いいたします。

○事務局

ワンコインセンサーについては、我々もやっと最近そういうものがあると認識したところで、情報が遅くて申し訳ございませんが、今時点で認識している範囲では、県内ではまだないと思われるので、先進して使っているところの意見を聞きながら、導入を検討してい

きたいと思います。

○議長

国土交通省が何か情報をお持ちですか。

おそらく今こういった内水被害が全国各地であり、過去にも発生していますけれども、特に最近激甚化、頻発化している水害の中でも目立っているということもあって、だんだん必要が出てきたので、徐々にこういった開発を試行的に国土交通省中心で行っているという状況だったと記憶しております。

まずは県内でも内水被害が生じているところはございますけれども、こういうものを導入するかしないかはたぶん各市町村さんの方で、そういった状況を見ながら検討されているのではないかと思います。

○委員

市町村が率先するもの、ということですね。

○事務局

県の方で情報を入手して、流域治水の協議会等で関係市町村にも広めていきたいと思えます。

○議長

他に何かございますでしょうか。

○委員

資料 1 の 3 ページ、重要水防箇所調書の 3 行目の文言のところ、土砂堆積が再度進行していることが確認されたことから区間を変更するという記載がありましたが、まず土砂堆積を除去するため定期的に河川の浚渫工事というのが発注され、ここ 2、3 年浚渫工事を我々業界の方でも請け負わせていただいておりますが、新しいものを作るとか、目に見えて何か効果があるという認識がなかなか進んでいない工事でありますので、正直なところ単価が合わないということが多く起きております。

水防という、後々大きな負債を被ることを予防するために、水防協議会の方に、予算関係のところ働きかけていただくと、のちのち何百億という災害が起こる前に、一億でも一千

万でも多くしてもらえれば、多くの堆積を除去する作業は我々業界も請け負いやすくなるのではと思っております。どうしても浚渫関係の工事は流れることが多いですので、協議会の防災という観点から見つめ直していただければと思っております。以上です。

○議長

事務局から何か、コメント等ございますでしょうか。

○事務職

ご指摘の通りだと思いますので、堆積土砂の除去と、治水対策の河川改修の方も併せて進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長

他に御意見、御質問、情報提供等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局の方から何かございますか。

ないようですので、本日の議事につきましてはこれで閉じさせていただきたいと思えます。議事運営にご協力いただきまして、皆様誠にありがとうございました。

○司会

ありがとうございます。

では、以上を持ちまして本日の議事を終了させていただきます。御審議ありがとうございました。

このあと講演がありますが、準備がありますのでここで 5 分程度休憩をとらせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(休憩)

それでは、盛岡地方気象台台長の堀川道広様から、「防災気象情報の利活用等について」と題しまして、ご講演をいただきます。

はじめに堀川様について、御経歴を紹介させていただきます。堀川盛岡地方気象台長様におかれましては、東京航空地方気象台予報課主任予報官、気象庁予報部予報課航空予防室課長補佐、航空交通気象センター所長等、長く要職を歴任されまして、そののち、仙台航空測候所所長にご就任され、この 4 月から盛岡地方気象台台長として、着任されております。

それでは、堀川盛岡地方気象台長様、どうぞよろしく願いいたします。

(説明)

○司会

防災気象情報の利活用について、最新の情報についてもご紹介いただきました。

大変有意義な御講演をありがとうございました。

講師の堀川様に、いま一度拍手をお願いいたします。

本日は、委員の皆様方から貴重な御意見等いただきまして、誠にありがとうございました。最後に一点、事務連絡をさせていただきます。本協議会の委員の皆様が、令和5年5月26日付で満了することに伴いまして、今後、委員改正の手続を予定しております。引き続き、ご就任またはご推薦の依頼を行わせていただく委員の皆様もいらっしゃいますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは以上をもちまして、令和5年度岩手県水防協議会を閉会いたします。

委員の皆様方には御多用中のところ、誠にありがとうございました。